

3月の専門相談員による無料相談会のご案内

【法律相談】 事前にお電話でご連絡いただき
日程や時間を調整します。

(※なお、相談内容は事業に関することに限らせていただきます)

お問合せ先⇒丸亀商工会議所 ☎22-2371
弁護士(当所専門相談員)

【経営相談】 事前にお電話でご連絡いただき
日程や時間を調整します。

お問合せ先⇒丸亀商工会議所 ☎22-2371
中小企業診断士(当所専門相談員)

【金融相談】 3月10日(火)

午前10時～正午(当会議所)
日本政策金融公庫高松支店 国民生活事業 担当者

【年金相談】 3月12日(木)

午前10時～午後3時(当会議所)
年金アドバイザー

【税務・経理相談】

3月2日(月)・9日(月)・16日(月)
・23日(月)・30日(月)

午後1時～午後3時(当所1階・四国税理士会 丸亀支部)
四国税理士会丸亀支部 所属税理士

知的財産・技術相談

3月5日(木) ※事前にお電話でご連絡いただき
時間を調整します。

午前9時30分～午後3時30分(当所3階・第2会議室)
香川県知的所有権センターアドバイザー 他

【消費税転嫁対策個別相談】

3月4日(水)・11日(水)・18日(水)・25日(水)
午後1時～午後4時(当会議所)
※要予約(相談日の2日前までにはご予約ください)

～丸亀税務署からのお知らせ～

確定申告は期限を守ってお早めに

●平成26年分の確定申告について

税務署では、申告書・収支内訳書などの提出書類について、ご自分で作成し、お早めに提出していただくことをお勧めしています。

国税庁ホームページ「確定申告書等作成コーナー」で作成した申告書は、直接、電子申告するかA4サイズの普通紙に印刷して郵送等で税務署に提出することができます。(国税庁ホームページアドレス<http://www.nta.go.jp>)

なお、ご自分で確定申告書を作成される方のために、申告会場(確定申告書等作成コーナー)を設置し、記載方法のアドバイスを行っております。

●申告会場について ※所得税及び贈与税の申告期限間近になると、申告会場は大変混雑します。極力公共交通機関をご利用下さい。

【場 所】平成26年分確定申告会場は「丸亀税務署」になります。
(「丸亀市民会館」や「ひまわりセンター」では行いませんので、ご注意ください。)

【開催期間】平成27年2月2日(月)～3月16日(月) 午前9時～午後4時まで
※ただし土・日曜・祝日を除く ※土・日曜・祝日は申告書等を郵送または税務署の時間外収受箱に投函し提出できます。

申告と納税の期限	所得税及び復興特別所得税・贈与税	3月16日(月)まで
	消費税及び地方消費税(個人事業者)	3月31日(火)まで

※所得税及び復興特別所得税と消費税及び地方消費税(個人事業者)の納税は、安全・確実・便利な振替納税(口座振替)をご利用ください。

上記内容に関するお問い合わせは… **丸亀税務署 TEL0877-23-2221** (代表)まで
※税務署の代表電話におかけいただくと、自動音声案内が流れますので、その案内に従ってご用件の番号を選択してください。

丸亀商工会議所 参与 職務者変更のお知らせ

【参与】	事業所名	㈱イズミ ゆめタウン丸亀		(平成27年1月15日付)
退任者	店長	大谷 和昭 氏	新任者	店長 村田 昭彦 氏

お詫び 当所会報1月号の「謹賀新年」の記事に間違いがございましたので、お詫び申し上げます。【議員】(誤)能宗 宏行 (正)井上 重光

当所では、会員数の増強に努めています。
お知り合いでまだ商工会議所の会員になっていない方がございましたら、ぜひご紹介ください。